

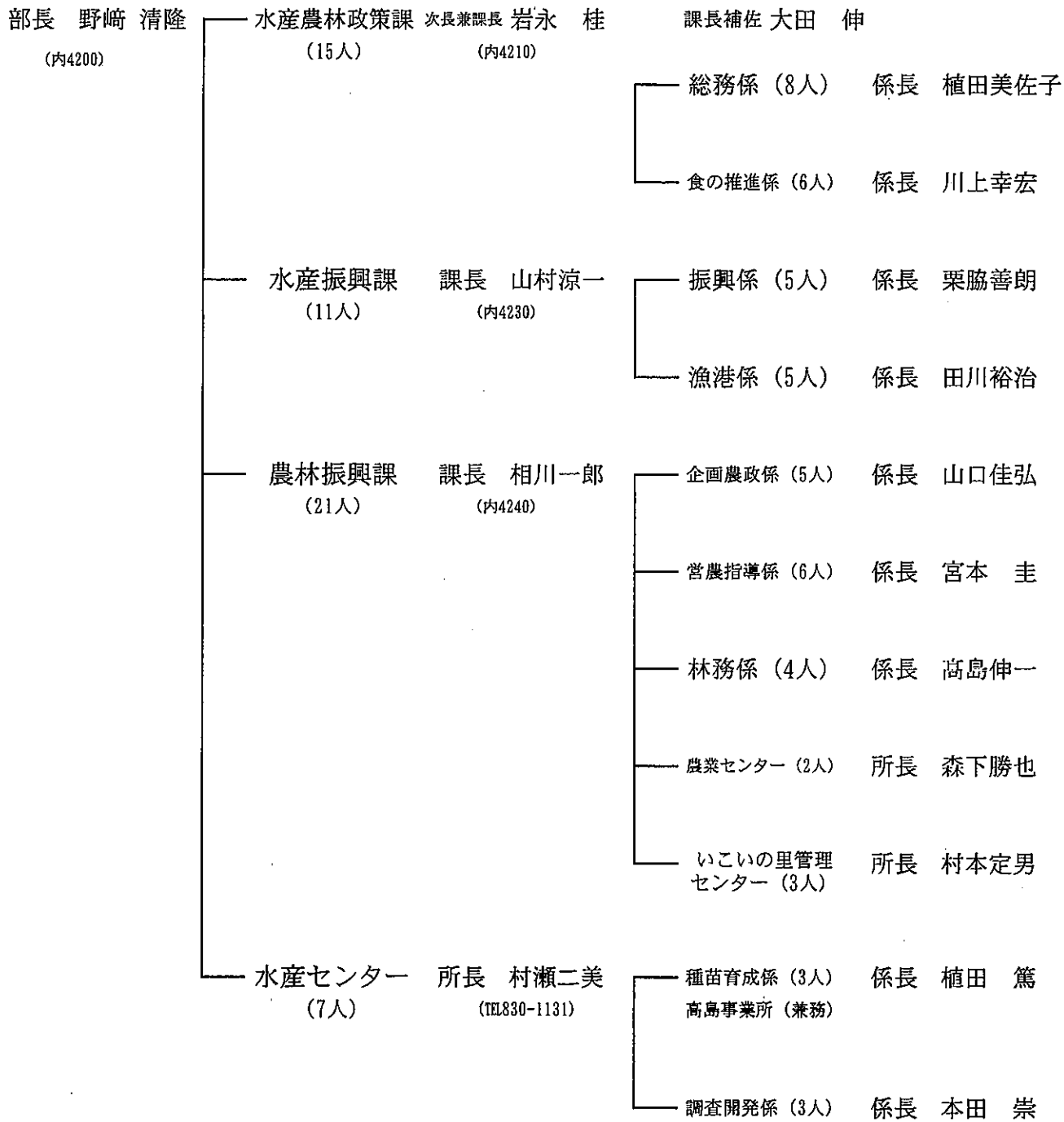
所管事項調査(1)

	ページ
1 水産農林部機構表(平成31年4月1日).....	1
2 水産農林部事務分掌.....	2~3
3 令和元年度の主な取り組みについて.....	4~15
4 水産農林部の事業概要.....	別冊

水産農林部
令和元年6月

1 長崎市水産農林部機構表 (平成31年4月1日)

水産農林部 (56人)



2 水産農林部事務分掌

課、出先機関名	分 掌 事 務
水産農林政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関する事。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関する事。 (5) ながさきの食に関する事。 (6) 集落排水事業に関する事。 (7) 体験の森、長崎ペンギン水族館、植木センター、高島ふれあい海岸、伊王島海水浴場交流施設、野母崎高浜海岸交流施設及び道の駅夕陽が丘そとめに関する事。 (8) 一般財団法人長崎市地産地消振興公社との連絡調整に関する事。 (9) 部内事務の連絡調整に関する事。
水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水産業の振興に関する事。 (2) 水産振興事業の基本計画の策定に関する事。 (3) 漁港漁場等整備事業(小規模の増改築及び補修を除く。)の計画、設計及び施行に関する事。 (4) 水産施設の設置及び改良に関する事。 (5) 漁港施設の使用等の許可に関する事。 (6) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可に関する事。 (7) 漁港の埋立申請・竣工認可に関する事。 (8) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関する事。 (9) 漁港台帳に関する事。 (10) 水産振興計画審議会に関する事。 (11) 水産センターとの連絡調整に関する事。 (12) 水産関係団体との連絡調整に関する事。
農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林業及び畜産業の振興に関する事。 (2) 農林業及び畜産業の整備事業の基本計画の策定に関する事。 (3) 家畜伝染病の予防及び農林病害虫に関する事。 (4) 有害鳥獣対策に関する事。 (5) 森林の整備の推進に関する事。 (6) 森林法(昭和26年法律第249号)等に基づく許可、意見書等に関する事。

課、出先機関名	分 掌 事 務
	(7) 治山治水に関すること。 (8) 森林レクリエーションに関すること。 (9) いこいの里整備事業の推進に関すること。 (10) 農業振興計画審議会に関すること。 (11) 農林業関係団体との連絡調整に関すること。 (12) 農業センターとの連絡調整に関すること。 (13) いこいの里管理センターとの連絡調整に関すること。 (14) 農業委員会との連絡調整に関すること。
農業センター	(1) 農業センターの管理運営に関すること。 (2) 農業振興に関する相談、研修等に関すること。 (3) 農業の活動支援に関すること。
いこいの里管理センター	(1) いこいの里の管理運営に関すること。
水産センター	(1) 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。 (2) 水産動植物の増殖及び養殖に係る技術開発、調査及び分析に関すること。 (3) 漁業者の漁業技術の指導に関すること。 (4) 橘湾栽培漁業推進協議会、西彼地域栽培漁業推進協議会及び大村湾栽培漁業推進協議会との連絡調整に関すること。 (5) 株式会社長崎高島水産センターとの連絡調整に関すること。

3 令和元年度の主な取り組みについて

(1) 「長崎の魚」の魅力発信と消費拡大について

ア 目的

長崎は全国2位の漁獲高を有し、魚種の多さでは全国1位を誇っている。春夏秋冬それぞれに旬の魚がある“長崎ならではの強み”を活かし、市民や観光客に対して、「長崎の魚」の魅力発信と「食のおもてなし」を実施し、長崎の魚（鯨を含む）の消費拡大を図る。



イ 令和元年度の主な取組み内容

(ア) 魚のまち長崎のイメージ強化（プロモーション動画放映）

長崎市を訪れる来訪者の「長崎市＝魚が美味しいまち」というイメージを強化し、長崎の魚の消費拡大を目的として平成30年度に制作したプロモーション動画を、多くの来訪者が利用する羽田空港（長崎線）待合スペースで通年放映する。

《参考》観光客の「長崎＝魚」のイメージ認知度

調査年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認知度	37.1%	36.5%	55.8%	56.1%	52.1%



プロモーション動画



羽田空港待合ロビー

(イ) 四季の美味しい魚提供店への誘客強化

現在発行している「魚の美味しいまち長崎」ガイドブックに、ランチ営業情報やクーポンなど、利用者にとって使いやすく、お得な情報を追加するとともに、発行部数を前年度の3倍にあたる6万部に増やし、宿泊施設等から来訪者へ積極的に配布してもらうことで、四季の美味しい魚提供店への誘客を強化する。



(ウ) トラフグの地元消費拡大

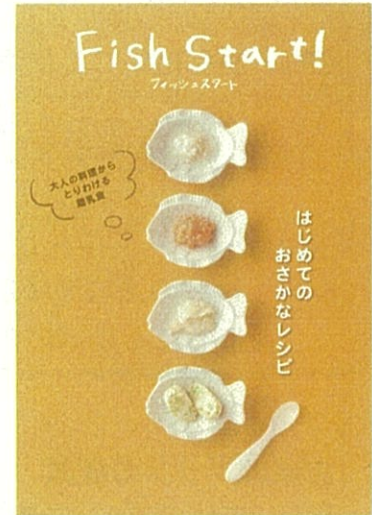
全国有数の産地でありながら食の資源として活用できていないトラフグについて、認知度は高いものの消費に繋がっていない市民や、認知度が低い観光客へのPRを行うとともに、生産者と飲食店等のマッチングの支援を行い、市内における消費拡大を図る。

(I) 幼児を対象とした魚食普及（長崎の魚をテーマとした絵本の配布）

子どもの成長段階に合わせた魚食普及の取組みを行い、豊富な長崎の魚を食べる健康な子どもを育てるとともに魚の消費拡大を図るため、魚の離乳食レシピ本「フィッシュスタート」に続く取組みとして、平成 30 年度に「魚のまち長崎応援女子会」と連携して制作した、長崎の魚をテーマとした絵本「おさかな すきなこ だあれ？」を 3 歳児健診時に配布する。



長崎の魚をテーマにした絵本



魚の離乳食レシピ本

《参考》「フィッシュスタート（魚の離乳食レシピ本）」

長崎の魚のPRと市民の魚食普及を目的に活動している「魚のまち長崎応援女子会」と連携して平成 26 年度に制作し、平成 27 年度から 4 か月児健診で配布を行っている。

(II) 大学生と連携した魚食普及

近い未来に消費者層の主体となり得る大学生、特に地元大学に水産学部がある優位性を活かし、魚食普及事業において長崎大学水産学部の学生の皆さんと連携を図ることで、若い世代への地元水産物の消費拡大をめざす。

(主な内容)

- ・水産業の現状把握のための現地視察
- ・ワークショップの実施による各立案
- ・学生主体の取組みの実施と改善

(2) 広域浜プランの推進について

1 広域浜プランの概要

各漁村地域で策定された「浜の活力再生プラン」による漁業所得向上の取組みとあわせて、広域な漁村地域において策定された「広域浜プラン」による競争力強化のための取組みを推進する。

STEP1: 浜の活力再生プラン (H27.3 国承認、事務局: 漁協等)

目的 漁村地域ごとに漁業所得の向上を目指す

STEP2: 広域浜プラン

長崎市広域浜プラン (H28.7 国承認、事務局: 長崎市)
橋湾広域浜プラン (H29.2 国承認、事務局: 雲仙市)

目的 複数の漁村地域が連携し、浜の機能再編や将来にわたる地域の中核的担い手確保を目指す

水産業・漁村の
持続的な発展と
地域の活性化

プランを実行して
浜の活力再生!

2 広域浜プランの推進

国は、広域浜プランに基づく水産関係施設の機能再編や中核的担い手の育成に必要な漁船及び機器の導入について、プランの承認を受けた漁村地域及び漁業者等に対して支援する。

また、広域浜プランに基づく取組みを実証するための経費について、国は最長3年間支援することとしており、長崎市広域水産業再生委員会(※)は、当該事業を活用しプランに基づく取組みを着実に実践していく。

※漁協、県、市及び水産関係団体で構成され、プランの策定から実施に至るまで中心的な役割を担う団体

3 主な広域浜プラン関連施策

水産業競争力強化
緊急施設整備事業

高鮮度化、産地市場統廃合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新築・改築、既存施設の撤去を支援



野母崎地区製氷・冷凍施設
(H30年2月補正、H31年2月完成)

浜の担い手漁船
リース緊急事業

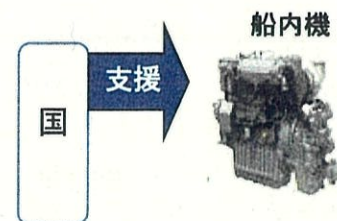
中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入を支援



沿岸漁船
導入済件数: 2件(中古船2隻)
※国事業開始(H27補正)以降の件数

競争力強化型機器等
導入緊急対策事業

生産力の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援



船内機
導入済件数: 4件
※国事業開始(H27補正)以降の件数

「長崎市広域浜プラン」の骨子について

現状

- 各地域・漁協が個別に課題を把握
- 各地域・漁協単位で事業を実施
- 各地域ごとに施設を配置・整備

各浜で浜プランの取組を実践しているが...

問題点

- 漁業経営の悪化
- 施設等の老朽化・機能低下
- 水産資源の減少
- 漁業者の減少・高齢化

ひとつの漁協(地域)では解決が困難

解決策

各漁協での取組(浜プラン)とあわせて、漁協の枠を越えた広域的な取組(広域浜プラン)が必要

浜プラン

漁業所得向上の取組

広域浜プラン

1 機能再編・地域活性化

① 漁協の枠を越えた流通対策

まき網の活魚化の広域連携による販路拡大
多獲性魚種の高度衛生管理型施設への集約
少量多品種魚種の販路の拡大

② 施設と漁協組織の機能再編

活魚センターの拠点化
冷凍・冷蔵施設の再編
漁協組織の機能再編

③ まき網・養殖・水産加工の連携

高鮮度な養殖用餌料及び加工原料の安定供給
養殖+加工の連携による産地加工

④ 広域的な資源管理及び操業体制の推進

ネットワーク化による漁場環境整備
許可漁業の見直しによる漁業の複合化

2 中核的担い手の育成

① 担い手の確保

地域内漁業後継者の確保
漁業就業者フェア等による人材の発掘
広域的な受入体制の整備

② 担い手の育成

資源管理・経営改善意識を持ったリーダーの育成
関係機関との連携による技術指導



成果目標

▶ 漁獲物の活魚化	→ マアジ(豆アジ)、サバ類、イワシの単価	5%UP
▶ 統一ブランドの展開	→ カマス、ヒラメ、イセエビの単価	5%UP
▶ 共同出荷体制の整備	→ 漁協直売所及び活魚センターの販売額	10%UP
▶ 中心的漁業者の認定	→ 指導漁業士・青年漁業士の認定者数	4名増
▶ 漁業後継者の確保	→ 雇用型漁業における45歳未満の後継者数	12名増

水産業の持続的な発展・地域全体の活性化

(3) 有害鳥獣対策について

1 概要

イノシシ・シカ等の有害鳥獣による被害に対し、①農地等への侵入に効果的な防止（防護対策）、②有害鳥獣を捕獲（捕獲対策）、③有害鳥獣が出没しにくい環境整備（棲み分け対策）の3つの基本対策を実施するとともに、地域住民が連携した有害鳥獣対策の実施（地域ぐるみの取り組み）を推進し、被害の軽減に努めている。

特に、平成29年度からは、捕獲対策として、有害鳥獣の個体数を抜本的に減少させるという新たな着眼点に基づき、長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊が連携し、計画的な捕獲体制の強化に取り組んでいる。

2 農作物の被害状況

単位:千円

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
被害金額	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,500

※30年度は速報値（未確定）

3 対策の内容

【防護対策】

(1) 【国庫事業】ながさき鳥獣被害防止総合対策事業

ア 内容

- ・3戸以上の被害農業者（受益者）の団体に対して、ワイヤーメッシュ柵の材料支給。（設置は受益者により施工）

イ 事業実施状況

① 要望と対応状況

- ・平成23年度から平成30年度までの要望（約755km）については、全て整備済。

② 今後の計画

- ・令和元年度実施計画：約26km ※国の予算配分に基づく
- ・令和2年度以降の要望受付：令和元年11月に実施予定

(2) 長崎市有害鳥獣対策協議会による貸与事業

鳥獣被害防止対策用資材貸与事業

ア 内容

被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵、電気牧柵器（本体）、箱わな、小型捕獲器の無償貸与。

[対象者等]

資材	対象者	期間	備考
農業被害対策WM柵	農作物被害を受けている農家及び家庭菜園を管理するもの	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵のみ 関連資材（支柱、アンカー、結束線など）は自己負担 WM柵の貸与数量は、250mを上限とする。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。
電気牧柵器	農作物被害を受けている農家及び家庭菜園を管理するもの	設置目的が解消するまで	貸与資材は電気牧柵器本体のみ 関連資材（支柱、ガイシ、電気さく線など）は自己負担。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。

資材	対象者	期間	備考
箱わな	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	個人捕獲許可を除く
小型捕獲器	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	
生活環境被害対策WM柵	自治会	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵及び関連資材一式。 原則として協議会が示す設置マニュアルを順守し、設置すること。 自治会がない等の特別な理由がある場合は、3戸以上の任意団体による申請を対象とする。

イ 事業実施状況

① 平成30年度貸与実績

・ワイヤーメッシュ柵 41,494m、電気柵器 10基、箱わな 174基、小型捕獲器 58基の貸与

② 令和元年度貸与計画

・ワイヤーメッシュ柵 35,000m、電気柵器 10基、箱わな 200基、小型捕獲器 60基の貸与

【捕獲対策】

(1) 長崎市有害鳥獣対策協議会による捕獲

ア 内容

- ・長崎市有害鳥獣対策協議会は、有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を減少させるため、猟友会、鳥獣保護員、JA、農業委員会、長崎市、県等の関係団体が相互の連携を密に有害鳥獣捕獲や被害防止対策を講じることが目的として設立している。

イ 主な活動

- ・市内8地区に被害相談員を配置するとともに、捕獲隊員との連携により、被害相談等のうち特に緊急に捕獲等の対応が必要な場合に出動している。
- ・平成28年度から、それまで実施してきた猟友会への捕獲業務委託を廃止し、協議会捕獲隊員による年間を通じた捕獲へ体制を強化し、計画的な捕獲に努めている。(平成31年4月1日現在 218名)

(2) 地域ぐるみによる捕獲 (捕獲隊)

ア 内容

- ・狩猟経験を有する免許所持者(リーダー)と免許を持たない被害農業者等(捕獲補助員)により捕獲チーム(捕獲隊)を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進している。(平成31年4月1日現在 87組織)

(3) 長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊に対する市の支援

ア 箱わなの無償貸与

- ・ 捕獲隊等が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与。

イ 捕獲報奨金等

- ・ 市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
- ・ 国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。

ウ 専門業者による取組み

- ・ 長崎市が委託している有害鳥獣対策の専門業者による、捕獲隊の組織化に係るコンサルティングや捕獲許可のための安全講習会の実施。

(4) 捕獲等の実績

ア 平成30年度捕獲実績及び令和元年度捕獲計画

		H30 年度実績	R 元年度計画
イノシシ (頭)	有害捕獲 (小計)	3,828	4,850
	協議会捕獲	2,824	3,850
	捕獲隊	907	1,000
	個人捕獲	1	
	専門業者 (有害鳥獣相談等委託)	96	
	狩猟期捕獲	129	
	合 計	3,957	4,850
シカ (頭)	有害捕獲 (小計)	1,017	700
	協議会捕獲	845	550
	捕獲隊	109	150
	個人捕獲	0	
	専門業者 (有害鳥獣相談等委託)	63	
	狩猟期捕獲	11	
	合 計	1,028	700
アナグマ等 (頭)	協議会捕獲	492	500
	捕獲隊・個人捕獲	30	
	専門業者 (有害鳥獣相談等委託)	9	
	合 計	531	500
カラス (羽)	協議会捕獲	506	600
	個人捕獲	645	
	猟友会委託	-	
	合 計	1,151	600

イ捕獲隊の組織化の状況と捕獲実績

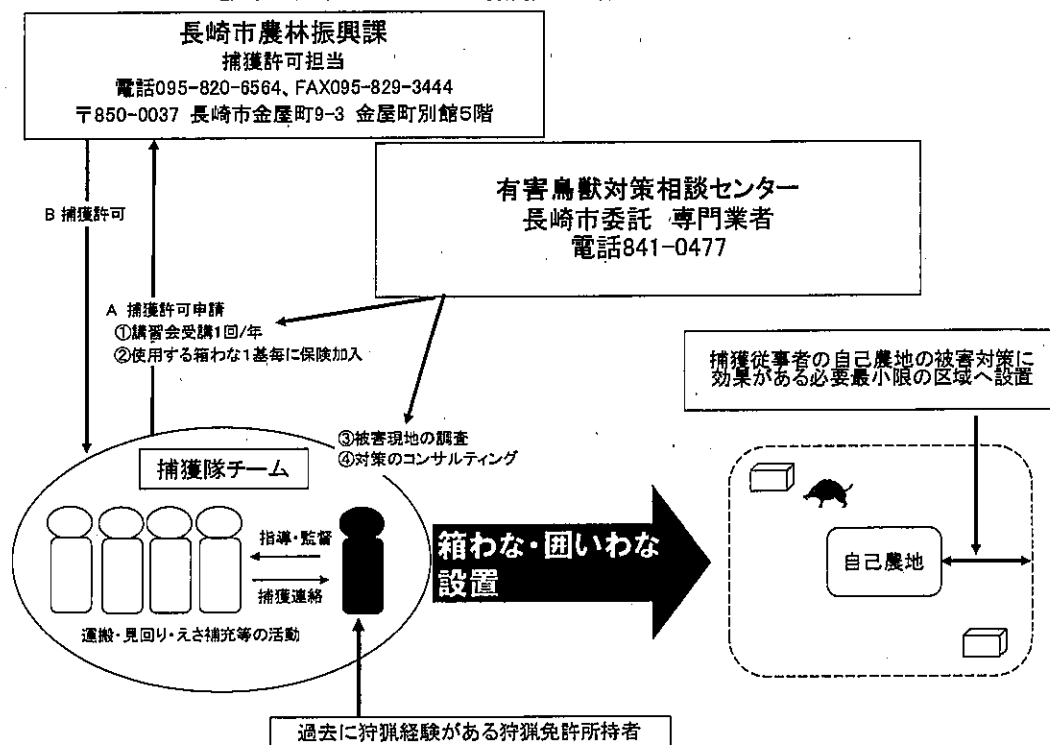
捕獲隊結成一覧表

平成31年3月31日現在

番号	結成年度	組織化数	地区	捕獲隊名	H30 捕獲許可					捕獲実績						
					隊員内訳			許可頭数		H28		H29		H30		
					免許所持	補助員	小計	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	
1	H25	8	琴海	琴海尾戸地区捕獲隊			0			21		17				
2			外海	池島地区捕獲隊	2	5	7	75		28		26		35		
3			上浦・福田	柿泊地区捕獲隊	1	7	8	40		6		8				
4			式見・三重	牧野地区捕獲隊			0			5						
5			茂木	宮宿地区捕獲隊	3	17	20	70	30	42	4	48	10	28	12	
6			茂木	千々地区捕獲隊	3	9	12	96	96	29	36	53	58	48	45	
7			三和・野母崎	平山市民農園捕獲隊			0			4	10					
8			外海	神浦扇山地区捕獲隊	1	12	13	26		22		25		2		
9	H26	11	東長崎	牧島第1地区捕獲隊	2	3	5	10		3		1				
10			長崎・浦上	大宮地区捕獲隊	1	3	4	12		3		1		1		
11			茂木	大山地区捕獲隊			0			2	3	1	3			
12			三和・野母崎	高浜古里地区捕獲隊	3	3	6	30	30	13		6		4		
13			長崎・浦上	出雲地区捕獲隊	1	3	4	5	5	15		3				
14			琴海	琴海形上地区捕獲隊	2	21	23	92		79		58		29		
15			外海	黒崎地区捕獲隊	3	11	14	42		38		21		20		
16			外海	神浦下大中尾地区捕獲隊			0									
17			茂木	大崎地区捕獲隊	4	29	33	33	33	20	5	19	15	14	7	
18			東長崎	湖見地区捕獲隊	2	9	11	20	2	7		8		7		
19			外海	新牧野地区捕獲隊	5	8	13	65		43		23		25		
20	H27	19	長崎・浦上	入船地区捕獲隊	1	7	8	30						11		
21			長崎・浦上	虹が丘地区捕獲隊			0									
22			三和・野母崎	三和地区捕獲隊	5	6	11	22	22	18	5	1		10		
23			茂木	太田尾町山川河内地区捕獲隊	4	4	8	50	8	14		36		11		
24			琴海	琴海戸根町見上地区捕獲隊	1	12	13	40		20		27				
25			琴海	琴海形上町橋原地区捕獲隊	2	10	12	48		21		21		21		
26			式見・三重	三京地区捕獲隊	2	2	4	40		28		15		10		
27			東長崎	現川地区捕獲隊	4	7	11	55		24		21		37		
28			三和・野母崎	為石地区捕獲隊	1	6	7	40	80	18	29	27	70	21	44	
29			茂木	太田尾地区捕獲隊	3	23	26	52	26	20		20		14		
30			上浦・福田	手熊地区捕獲隊	2	11	13	20		13		5		3		
31			三和・野母崎	高浜大野地区捕獲隊	1	10	11	22	22			1				
32			東長崎	中尾第4地区捕獲隊	1	5	6	10		2		7		8		
33			東長崎	中尾第3地区捕獲隊	3	9	12	15		4		7		15		
34			東長崎	中尾第2地区捕獲隊	1	11	12	10		1				4		
35			東長崎	中尾第1地区捕獲隊	1	7	8	10				1		2		
36			三和・野母崎	脇岬地区捕獲隊	1	12	13	25		6		19		17		
37			三和・野母崎	香焼地区捕獲隊	2	10	12	36		44		17		30		
38			琴海	琴海戸根(中)地区捕獲隊	1	13	14	42		14		19		5		
39	H28	17	東長崎	牧島第2地区捕獲隊			0									
40			長崎・浦上	園田地区捕獲隊	1	5	6	18		10		4		2		
41			長崎・浦上	滑石A地区捕獲隊	1	10	11	11		6						
42			三和・野母崎	高島地区捕獲隊	2	5	7	7		4				1		
43			東長崎	春日地区捕獲隊	1	14	15	20		13		8		9		
44			東長崎	網場地区捕獲隊	2	8	10	40		4		11		24		
45			三和・野母崎	藤田尾地区捕獲隊	3	7	10	50	50	16	1	11	7	10	1	
46			長崎・浦上	淵町地区捕獲隊	1	4	5	5						1		
47			東長崎	平間地区捕獲隊			0			2						
48			長崎・浦上	木鉢町1丁目地区捕獲隊	3	4	7	21		3		11		15		
49			茂木	飯香浦地区捕獲隊	2	25	27	81	81	9		4		20		
50			茂木	飯香浦片峰地区捕獲隊	6	27	33	150	150	3		145		143		
51			茂木	飯香浦上地区捕獲隊	2	14	16	80		21		29		49		
52			東長崎	間の瀬地区捕獲隊	3	12	15	30		5		14		9		
53			式見・三重	向町地区捕獲隊	1	7	8	15		4		4		5		
54			長崎・浦上	本河内御手水地区捕獲隊	1	17	18	25		1		18		11		
55			長崎・浦上	大籠地区捕獲隊	2	9	11	22	22					15		
56	琴海	琴海村松地区捕獲隊	1	3	4	12					9					
57	三和・野母崎	高浜以下宿地区捕獲隊			0											
58	三和・野母崎	高浜南越地区捕獲隊	1	8	9	27				11		13				
59	三和・野母崎	伊王島地区捕獲隊	1	15	16	10				8		8				
60	式見・三重	上浦地区捕獲隊	2	8	10	20				10						
61	式見・三重	多以良地区捕獲隊	1	9	10	50				15		6				
62	長崎・浦上	西山4丁目地区捕獲隊	1	10	11	22						12				
63	長崎・浦上	三川平尾地区捕獲隊	2	2	4	8				1		5				
64	長崎・浦上	木場折山地区捕獲隊	2	4	6	30				22		18				
65	長崎・浦上	木場広刈・加美地区捕獲隊			0											
66	長崎・浦上	木場古田・日向地区捕獲隊			0											
67	上浦・福田	柿泊・小江地区捕獲隊	3	6	9	10				1						
68	上浦・福田	小江地区フリーハウス捕獲隊	2	2	4	20				2		1				
69	長崎・浦上	本河内峠地区捕獲隊	1	18	19	25				13		7				
70	茂木	北浦地区捕獲隊	10	6	16	30				9		30				
71	長崎・浦上	江平第1地区捕獲隊			0											
72	長崎・浦上	高尾第1地区捕獲隊	1	7	8	15										
73	長崎・浦上	油木地区捕獲隊	1	3	4	20				2		9				
74	長崎・浦上	高尾第3地区捕獲隊	1	5	6	20										
75	長崎・浦上	高尾第2地区捕獲隊	1	5	6	12										
76	長崎・浦上	江平第2地区捕獲隊	1	4	5	25										
77	長崎・浦上	大籠第2地区捕獲隊			0											
78	長崎・浦上	大籠第3地区捕獲隊			0											
79	茂木	茂木地区捕獲隊	2	4	6	25	25									
80	三和・野母崎	川原上川地区捕獲隊	1	3	4	20							1			
81	H30	7	茂木	田手原地区捕獲隊	1	4	5	50						25		
82			小ヶ倉1丁目上揚地区捕獲隊	2	8	10	20							17		
83			長崎・浦上	川平地区捕獲隊	1	2	3	10								
84			長崎・浦上	三ツ山地区捕獲隊	1	4	5	10							1	
85			長崎・浦上	矢の平地区捕獲隊	2	6	8	25	25						1	
86			長崎・浦上	西山3丁目地区捕獲隊	2	4	6	15							5	
87			三和・野母崎	野母地区捕獲隊	1	2	3	15								
合計		87				145	625	770	2,304	707	728	93	928	163	907	109

71 ...平成30年度稼働件数
 ...平成30年度許可申請なし

「地域ぐるみによる捕獲隊」の実施イメージ図



【棲み分け対策】

(1) 地域ぐるみによる有害鳥獣対策

- 被害防止効果を高めるには、地域住民が協力しあって対策に取り組むことが必要であり、地域ぐるみの捕獲隊活動の他に、次の取り組みを推進している。
 - ① 侵入防護柵（ワイヤーメッシュ柵、電気牧柵器、ネット等）の設置箇所の点検、補修及び周辺の除草作業。
 - ② 有害鳥獣の餌付けの原因となる収穫物残渣、剪定枝等の圃場及び周辺への放置をしないこと。
 - ③ 有害鳥獣の生態や効果的な対策等の学習。
- 長崎市が委託している有害鳥獣対策の専門業者は、要望があった地域に対して、被害現地調査や有害鳥獣の生態・効果的な被害防止対策の講習会などを実施している。

(2) 森林緩衝帯整備事業

ア 内容

- 市街地周辺の未整備森林は、イノシシの棲みかや隠れ場所、通り道になり、被害が絶えない状況にある。
- このような中、棲み分け対策として、見通しの悪い雑木林やヤブは、イノシシ等の有害鳥獣が安心して近づける隠れ場となっていることから、ながさき森林環境税活用事業である「ふるさとの森林づくり事業」を活用し、市有林に住家が隣接している箇所において、幅15m程度の範囲で藪の刈払いや樹木の強間伐を行い、鳥獣を寄せつけない緩衝帯を整備する。

イ 事業実施状況

①平成30年度実績

委託料 3,000千円

整備地 ・春木町～淵町地区 A=1.60ha（長崎市有林）
・小江原地区 A=1.20ha（長崎市有林）

②令和元年度計画

委託料 3,000 千円

整備地 ・ 星取地区
・ 鳴滝地区

A=1.2ha (長崎市有林)

A=1.8ha (長崎市有林)

「森林緩衝帯整備事業」～イノシシ対策としてのバッファゾーン～ イメージ図

事業前

● 山林地のイノシシが藪に隠れながら集落へ近づいてくる。

● 防護柵をしても、周辺に藪があるとその効果は低下する。



事業後

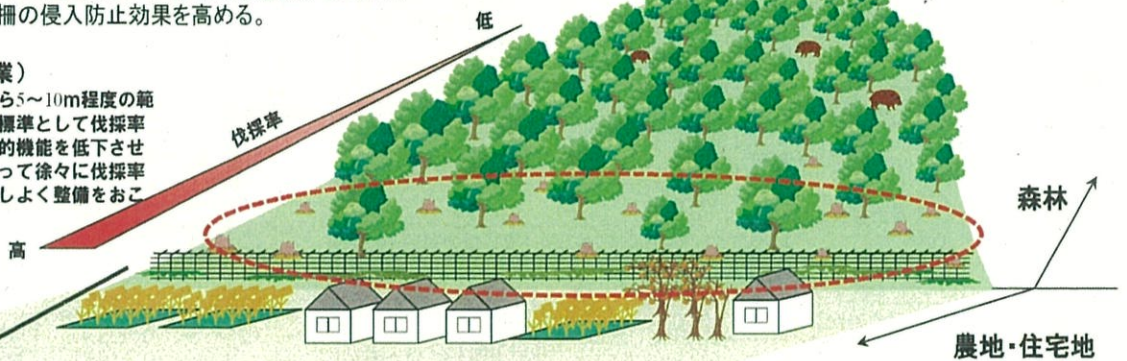
● 森林を見通しよく整備し、イノシシの近寄りやすい緩衝帯を整備することで、防護柵の侵入防止効果を高める。

○バッファゾーン

(森林緩衝帯整備事業)

施行例：人家や田畑から5～10m程度の範囲は中高木も全刈りを標準として伐採率を高くし、森林の公益的機能を低下させないよう、山側に向かって徐々に伐採率を低くしながら、見通しよく整備をおこなう

○防護柵
(有害鳥獣対策事業等)



【その他】

専門業者による被害相談等への対応 (有害鳥獣対策相談等業務委託)

ア 内容

- ・ 委託期間：平成30年度から令和2年度までの3年間
- ・ 受付窓口：長崎市有害鳥獣相談センター（電話 095-841-0477 あぐりの丘内）

イ 主な対応内容

- ・ 被害相談受付

H30：相談件数 1,098 件（499 件）

[農業被害 472 件（84 件）、生活環境被害 626 件（415 件）]

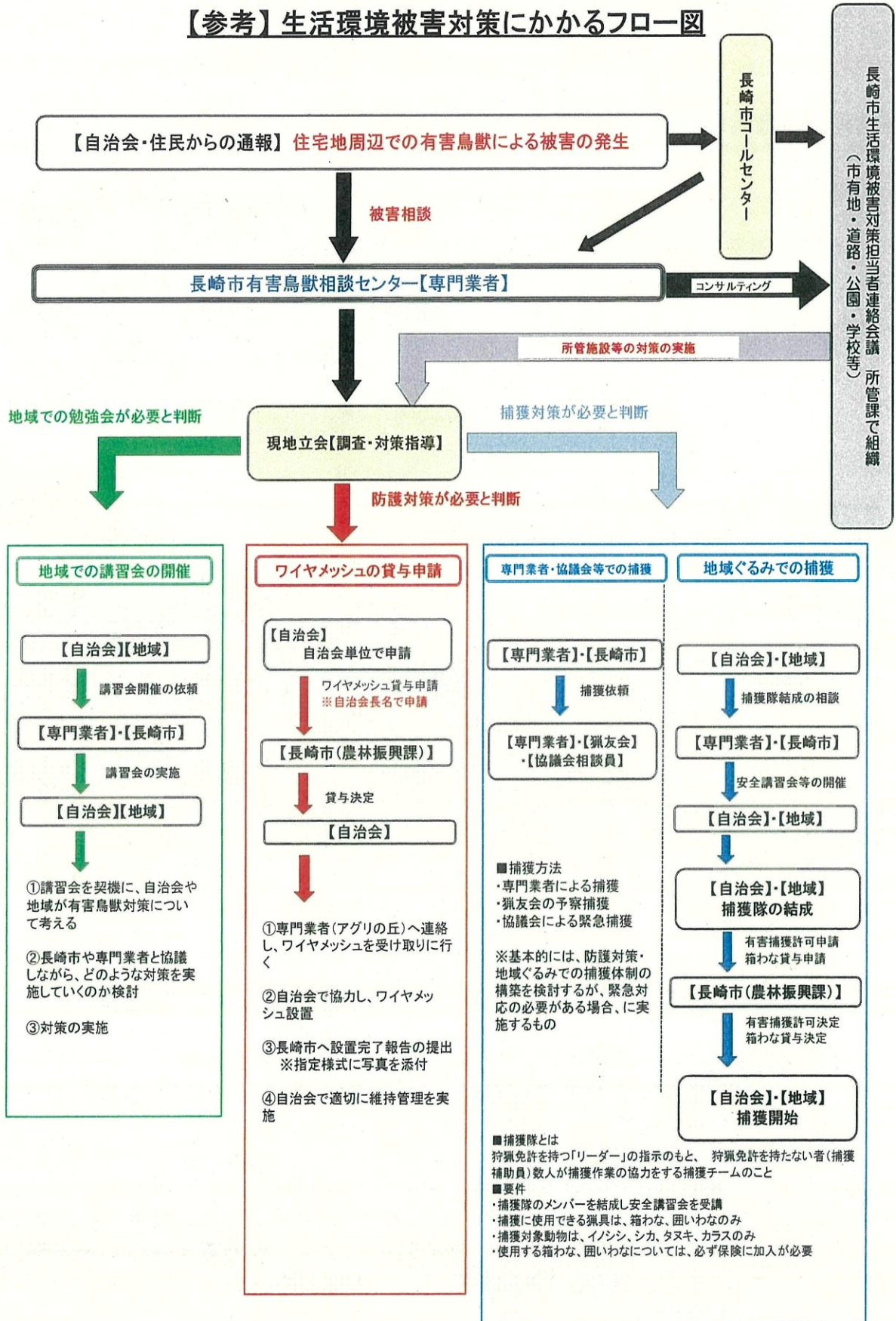
※（ ）内は、ワイヤーメッシュ柵の貸与事業に係る現地確認や巡回の件数を除いた被害相談件数

- ・ 現地調査

イノシシ、シカ、アナグマによる農作物被害や生活環境被害等への相談対応（現地調査、被害防止指導等）

- ・ 地域ぐるみの有害鳥獣対策の勉強会へのコンサルティングの実施
- ・ 捕獲技術向上のための講習の実施
- ・ 捕獲隊への安全講習会の実施 等

【参考】生活環境被害対策にかかるフロー図



(4) 水産技術試験研究について

1 概要

水産業における収益性向上を目的に、放流事業については、放流効果を最大限に発揮する放流手法の検討・実践、放流効果の把握を行うとともに、養殖業への支援として、養殖用新魚種の飼育試験や養殖魚の付加価値向上に関する試験等を実施する。

2 事業内容

(1) 放流分野

《令和元年度放流事業》

魚種名	尾数	場所	時期(予定)	水揚の状況
クマエビ	800,000尾	橋湾	8月	H27を底に増加傾向
ガザミ	200,000尾	橋湾	8月	年々減少傾向
ヒラメ	85,000尾	橋湾・大村湾	2月	H27を底に増加傾向
クロアワビ	97,700個	橋湾・西彼海域	2月	年々減少傾向
マコガレイ	25,000尾	大村湾	5月	H29から増加傾向
アカガイ	27,500個	大村湾	3月	横ばい状況

① 効果的な水産種苗放流手法等の検討・実践

放流効果を高めるため、種苗放流手法や放流効果調査に関し、県、市、漁業者等で研修会を開催する。

◎放流に関する研修会の項目例

・放流適地 ・放流時期 ・放流サイズ ・放流手法 等

② 水産種苗放流効果調査の実施

魚種ごとに適した標識をつけて放流した水産種苗の採捕状況を確認することにより、放流効果を把握し、今後の放流事業の効果検証等の基礎資料とする。

(2) 養殖分野

① 養殖業者研修会

養殖業者の収益性向上を目的に、講師を招き、新たな養殖用魚種や養殖技術等に関する研修や意見交換を実施する。

② 養殖試験・開発

試験名	内容	期間
新魚種養殖試験	単価が高く短期間での出荷が期待できるガザミの陸上養殖試験を行う。	7月～12月
ゆうこう飼料トラフグ海面養殖試験	たちばな漁協の養殖業者がゆうこうを添加した餌を用いて海面養殖試験を行い、量販店等において試験販売を行う。	11月～2月
やせウニ養殖試験	磯焼け対策として除去したやせウニの商品化を図るため、漁業協同組合が実施する身入り等の品質向上を目的とした養殖試験へ技術協力する。	10月～11月